

*通所介護
*介護予防・日常生活支援総合事業
運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社友誠（以下「事業者」という。）の運営するデイサービスセンターゆい（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等（以下、「従業者」という。）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。

2 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

3 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンターゆい
- 二 所在地 沖縄県浦添市内間1丁目14番9号 1階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、従業者の管理、事業の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握とその他管理を一元的に行う。

二 生活相談員 常勤1名非常勤2名以上

生活相談員は、通所介護計画又は個別サービス計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営む事ができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

三 看護職員 2名以上

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

四 介護職員 5名以上

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

五 機能訓練指導員 兼務2名以上

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は、毎週月曜日から土曜日とする。(祝祭日も含む。)

但し、1月1日～1月2日、旧盆(旧暦7月15日)は休日とする。

二 営業時間は、午前8時00分～午後5時00分とする。

サービス提供時間は、午前8時30分～午後3時50分の間とする。

但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

(事業の利用定員)

第6条 指定通所介護及び第1号通所事業の利用定員は30名とする。

(事業の内容及び利用料その他費用の額)

第7条 事業の内容は次に掲げるとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の額又は市町村の定める額とする。当該事業が法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

一 生活指導、相談援助

二 健康チェック

三 機能訓練

四 食事の提供

五 入浴介助

六 送迎

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

一 食事の提供に要する費用として、一食につき 350 円を徴収する。

(おやつ代含む)

二 おむつ代として仕入実費を徴収する。

三 前各号に掲げるもののほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当だと認められる費用については実費を徴収する。

3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(通常事業の実施地域)

第 8 条 通常の実業の実施地域は、那覇市、浦添市、宜野湾市、西原町、豊見城市、南風原町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、サービスの提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族や主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講ずるとともに、管理者にも報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第 12 条 身体拘束は禁止とする。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協同で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。

(高齢者の虐待防止規定)

第 13 条 利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生・再発の防止をするための委員会の定期的開催、その結果について、従業者に周知徹底を図る。指針の整備、研修の定期実施（年 2 回）、上記措置を適切に実施するための担当者を定める。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 12 回以上

(秘密保持)

第 15 条 利用者及び利用者の家族の情報を利用する場合は、あらかじめその同意を得る。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者の雇用契約の内容とする。

(通所介護計画等の作成)

第 16 条 事業所の管理者は、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画又は個別サービス計画（以下「通所介護計画等」という。）を作成する。

2 通所介護計画等は、既に居宅サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成することとする。

3 事業所の管理者は、通所介護計画等の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得ることとする。

4 事業所の管理者は、通所介護計画等を作成した際には、当該通所介護計画等を利用者に交付することとする。

5 従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標達成の記録を行う。

(苦情処理)

第 17 条 事業者は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 3 事業者は、提供した事業に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうこととする。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。
- 5 苦情を受けた場合はその概要に沿って措置を行い、その対応を公表することとする。その際は利用者の個人情報について配慮することとする。
- 6 事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうこととする。
- 7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(記録の整備)

第 18 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。

- 2 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管することとする。又、利用者の求めがあった場合は、いつでもその記録を事業所内で閲覧できる事とする。
 - ① 通所介護計画等
 - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 市町村への通知に係る記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則

この規定は平成15年12月 1日より施行する。

この規定は平成17年10月 1日より施行する。

この規定は平成21年11月4日より施行する。
この規定は平成22年7月15日より施行する。
この規定は平成22年9月1日より施行する。
この規定は平成24年3月1日より施行する。
この規程は平成24年4月1日より施行する。
この規程は平成24年12月1日より施行する。
この規定は平成25年6月1日より施行する。
この規定は平成27年12月1日より施行する。
この規定は平成28年3月22日より施行する。
この規定は平成30年4月16日より施行する。
この規定は平成30年12月30日より施行する。
この規定は令和2年1月1日より施行する。
この規定は令和2年12月17日より施行する。
この規定は令和3年4月1日より施行する。
この規定は令和5年1月25日より施行する。
この規定は令和5年11月1日より施行する。